（第十条第三項第三号関係：国内法人用）

非居住者等が届出を行う場合において添付が求められる委任状等を除き、原則として、添付書類は必要ありません。ただし、有価証券の残高証明書などの資料を確認する場合があります。

適格機関投資家に関する届出書

提出する財務局名を記載して下さい。

提出日令和●年●月●日

継続して届出を行う場合、有効期間が重複しないようご注意ください。

金融庁長官　殿
（経由関東財務（支）局長　殿）

届出者
商号又は名称（法人名）　ABC合同会社
代表者の役職氏名　代表社員　ABC一般社団法人
職務執行役　●●　太郎

内容に不備があった場合の連絡先として、内容の分かる方の氏名及び電話番号を記載してください。（連絡先は国内に限る。）

事務担当者(所属・氏名) XYZ法律事務所　弁護士　●●　次郎
事務担当者(電話番号) (●●-●●●●-●●●●)

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第 14 号）第 10 条第1項第 23 号に該当するため、同条第3項第3号の規定により適格機関投資家に関する届出を行います。

1. 商号又は名称
ABC合同会社
(ABC合同会社匿名組合の業務執行組合員等)

業務執行組合員等である組合の商号を併記してください。

2. 代表者の役職名及び氏名
代表社員　ABC一般社団法人
職務執行役　●●　太郎

原則として、国税庁法人番号公表サイトに記載している所在地と一致している所在地を記載してください。
なお、前回届出がある場合、金融庁 HP の適格機関投資家に関する情報リストに記載されている所在地から変更している場合は、別途「適格機関投資家に関する届出に係る変更届出書」を提出してください。

3. 本店又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞ヶ関●丁目●番●号

4. 適格機関投資家の種別
第一項第二十三号ロ該当

記載漏れに注意

「有価証券」は金融商品取引法第2条に定義されている有価証券をいいます。
（定義府令第1条第1項）

5. 直近日において保有する有価証券の残高
3,374,640,100 円　（令和●年●月●日現在）

直近日とは、有価証券の残高を確認した日であって、届け出を行おうとする日の直近の日（任意）をいいます。（定義府令第10条第1項第23号イ）

10 億円超、1円単位で記載

（第十条第三項第三号関係：国内法人用）

（注１）23号ロの規定に基づき届出する場合、１．商号又は名称欄には、届出者である法人の商号又は名称及び当該法人が業務執行組合員等である組合の商号又は名称を併せて記載。

（注２）４の＿欄には、イ又はロのいずれに該当するかを記載。

（第十条第三項第三号関係：外国法人用）

継続して届出を行う場合、有効期間が重複しないようご注意ください。

適格機関投資家に関する届出書

記載例（国内法人、23 号ロ）についても適宜参照してください。

提出日　令和●年●月●日

提出する財務局名を記載して下さい。

金融庁長官　殿
（経由　関東財務局長　殿）

届出者
商号又は名称（法人名）　ABC Capital General Partner, LLC
（エービーシーキャピタル　ゼネラル　パートナー　エルエルシー）
代理人の氏名又は名称　XYZ 法律事務所
弁護士　●●　太郎

代理人が法人の場合には、代理する法人名及び代表者の役職氏名を記入してください。

内容に不備があった場合の連絡先として、内容の分かる方の氏名及び電話番号を記載してください。（連絡先は国内に限る。）

事務担当者(所属・氏名) XYZ法律事務所　弁護士　●●　次郎
事務担当者(電話番号) (●●-●●●●-●●●●)

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第 14 号）第 10 条第1項第 23 号に該当するため、同条第3項第3号の規定により適格機関投資家に関する届出を行います。

1．商号又は名称等
ABC Capital General Partner, LLC
（エービーシーキャピタル　ゼネラル　パートナー　エルエルシー）

原文表記と日本語表記（カナ交じり）を併せて記載してください（以下同様）。

届出者が業務執行組合員等となっている組合の商号又は名称
ABC Capital Fund V, L.P.
（エービーシーキャピタル　ファンド　ファイブ　エルピー）

業務執行組合員等である組合の商号を併記してください。

2．代表者の役職名及び氏名
Director Taro　Yamada
（ダイレクター　山田　太郎）

3．本店又は主たる事務所の所在地
●●● Efg Street, Boston, MA　▲▲▲▲, United States of America
（アメリカ合衆国▲▲▲▲　マサチューセッツ州ボストン、イーエフジー・ストリート●●●）

国名から記載。

4．金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条第 12 項に規定する代理する権限を有する者に関する事項

（第十条第三項第三号関係：外国法人用）

①商号、名称又は氏名
XYZ 法律事務所
弁護士　●●　太郎

②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所
東京都千代田区大手町●丁目●番●号

5. 適格機関投資家の種別
第一項第二十三号ロ該当

「有価証券」は金融商品取引法第２条に定義されている有価証券をいいます。（定義府令第１条第１項）

6. 直近日において保有する有価証券の残高
121,518,000,628 円（令和●年●月●日現在）
（774,000,004 米ドルを令和8年 3 月適用の基準外国為替相場 157 円／米ドルにて換算）

直近日とは、有価証券の残高を確認した日であって、届け出を行おうとする日の直近の日（任意）をいいます。（定義府令第10条第1項第23号イ）

届出月の「基準（裁定）外国為替相場」（日銀 HP 参照）を用いてレート換算のうえ記載してください。（定義府令第 10 条第 11 項）

（注1）23号ロの規定に基づき届出する場合、1. 商号又は名称等の欄には、届出者である法人の商号又は名称及び当該法人がその業務執行組合員等である組合の商号又は名称を併せて記載。
（注2）5の＿＿欄には、イ又はロのいずれに該当するかを記載。
（注3）6に記載する有価証券の残高のうちに、外貨建有価証券が含まれる場合には、現地通貨表示、邦貨換算レート（届出月における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場）及び邦貨換算額を併記。
（注4）原文によって記載する部分は日本語表記を並べて記載。
（注5）届出者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を添付。